資料3

○船井電機跡地施設整備基本計画策定検討委員会設置条例

令和5年3月20日

条例第10号

(設置)

第1条　船井電機跡地における複合施設整備に係る基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、船井電機跡地施設整備基本計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条　委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議し、市長に答申する。

(1)　基本計画の策定に関すること。

(2)　その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条　委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条　委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　各種団体の推薦する者

(3)　公募により選任した者

(4)　その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条　委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から、第2条に規定する所掌事項が完了する日までとする。

2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条　委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2　委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3　委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4　副委員長は、委員の内から委員長が指名する。

5　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条　委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。ただし、第5条に規定する委嘱又は任命後、最初の会議は、市長が招集する。

2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　委員長が必要あると認めた時は、委員会に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

5　第1項の規定にかかわらず、委員長が会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

6　第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第2項及び第3項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

（事務局）

第8条　委員会の事務局は、企画財政部地方創生推進課に置く。

（補則）

第9条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（この条例の失効）

2　この条例は、基本計画の策定した日限り、その効力を失う。